

学校いじめ防止対策基本方針

第 1 章 本校の教育方針

本校のスクール・ミッションは、「令和に誕生したフレックスハイスクールとして、生徒一人ひとりの学習スタイルやニーズを尊重し、新しい時代に対応した教育を通して、グローバルな視点を持って地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。」としている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の支援及び指導体制を整備し、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

第 2 章 いじめ防止対策基本方針の概要

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・意図的に仲間はずれ・集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコン・携帯電話やスマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

本校ではいじめを次のように捉える。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

本校ではいじめ防止のために以下のような対応を行う。

- (1) 授業、ホームルーム活動等の時間を利用した道徳教育や人間関係づくり等による未然防止
- (2) ホームルーム、授業、課外活動等での観察と生活アンケートによる早期発見
- (3) 被害生徒及び加害生徒への支援及び指導を中心としたいじめ解決への対応

- (4) 重大な被害や長期欠席等を伴う重大事態の未然防止
- (5) いじめ防止対策に関する研修等による教職員の資質向上

第3章 いじめ防止対策のための体制・組織的対応

1 いじめ防止対策委員会の設置

本校はいじめ防止対策のための組織として、校内に専門の委員会を設置する。

委員長 校長

委員 副校長、教頭、生徒支援課長、健康支援課長、養護教諭、当該年次主任、
当該HR担任、特別支援教育コーディネーター

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家（スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー等）を参集する場合がある。

2 校内委員会の役割

- (1) 相談体制の拡充
- (2) 早期発見および実態把握

別紙1

 チェックリスト
- (3) 教職員の取組支援

別紙2

 組織図

別紙3

 対応の流れ
- (4) 年間計画の企画と実施

別紙4

 年間指導計画
- (5) 学校いじめ防止対策基本方針の見直し

第4章 いじめ防止対策に関する措置

1 いじめの防止

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員および生徒が、以下の基本的な認識を持つように努める。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分たちのこととして考え、自ら活動できる集団づくりを行う
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (3) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (4) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、生徒・保護者等へ相談窓口の周知徹底を行う。
- (6) 行政等の関係機関との定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

2 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者等の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（個別面談、相談室、スクールカウンセラーの活用等）
- (2) 生徒の行動を注視する。（チェックリスト、HR活動、授業等）
- (3) 保護者等との情報を共有する。（定期的な連絡一手紙・電話・C-ラーニング、家庭訪問、保護者会等）
- (4) 行政等の関係機関と連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）

第5章 重大事態への対処

1 重大事態とは、次のような場合をいう。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、県教育委員会高校教育課に速やかに報告する。この場合客観的な事実関係を明確にするための調査を行うが、調査の主体や調査組織については、当該課が判断する。また、生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時も同様の対応をする。

3 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒およびその保護者等に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

別紙 1

教室

- 1 特定の机やロッカーに物が乱雑に入れてある。
- 2 掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
- 3 ゴミ箱設置箇所以外にゴミがあふれている。
- 4 特定の机だけの間隔が他の生徒と開いている。

集団

- 5 グループ分けすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 些細なことで特定の生徒だけを冷やかしたりする。
- 7 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 8 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔をうかがっている生徒がいる。

いじめられている生徒

- 9 休み時間は教室にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 10 一人でいることが多い。
- 11 欠席・遅刻・早退が多くなっている。
- 12 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- 13 他の生徒からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 14 教職員の近くへ行きたがったり、離れようとしない。
- 15 持ち物や机に落書きをされる。
- 16 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 17 発言をすると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 18 服に靴跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れたりしている。
- 19 手足に傷やあざがある。
- 20 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。

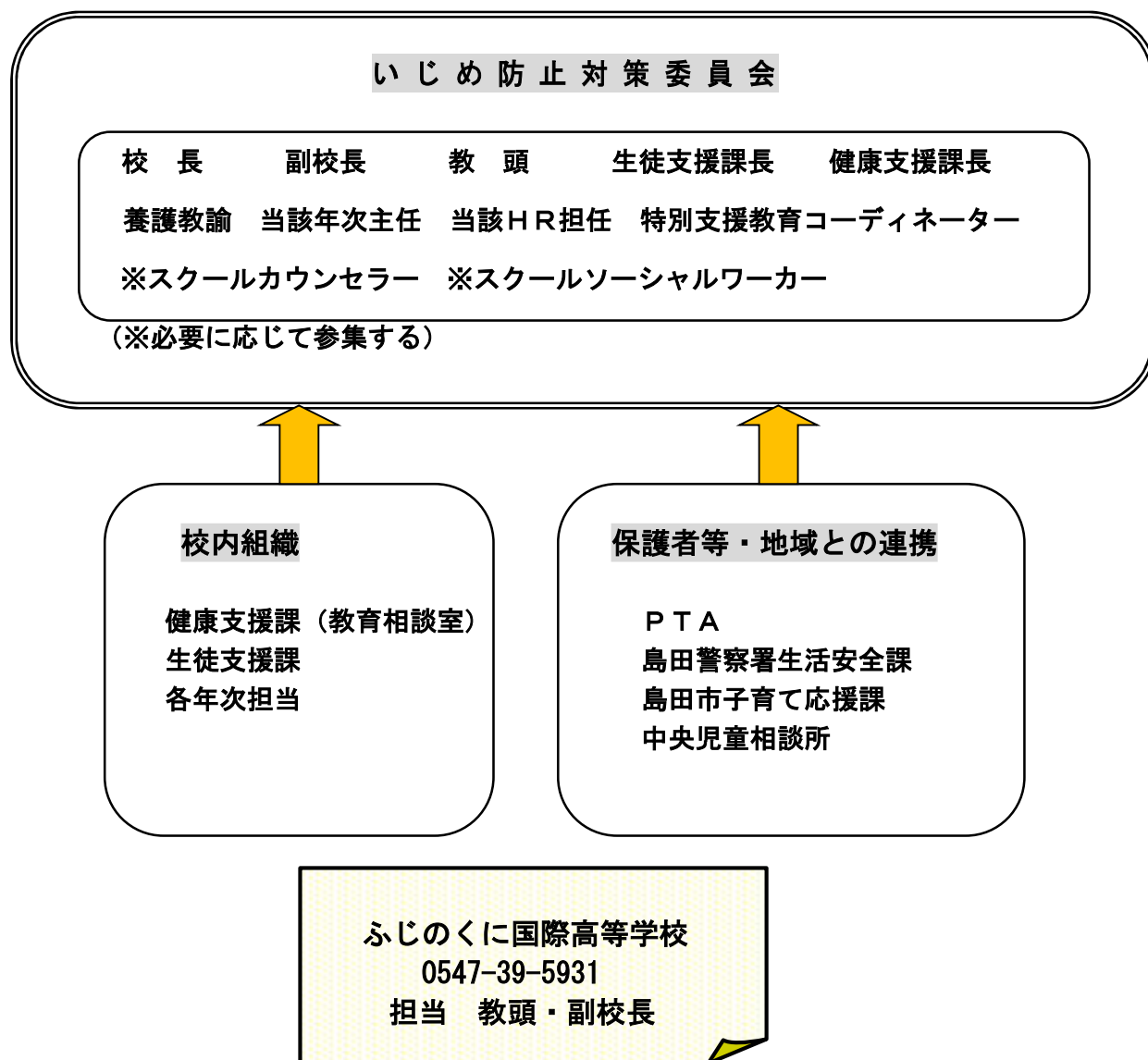
いじめている生徒

- 21 教職員の機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える。
- 22 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 23 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 24 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 25 活発に行動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

組織図（校内指導体制及び関係機関）

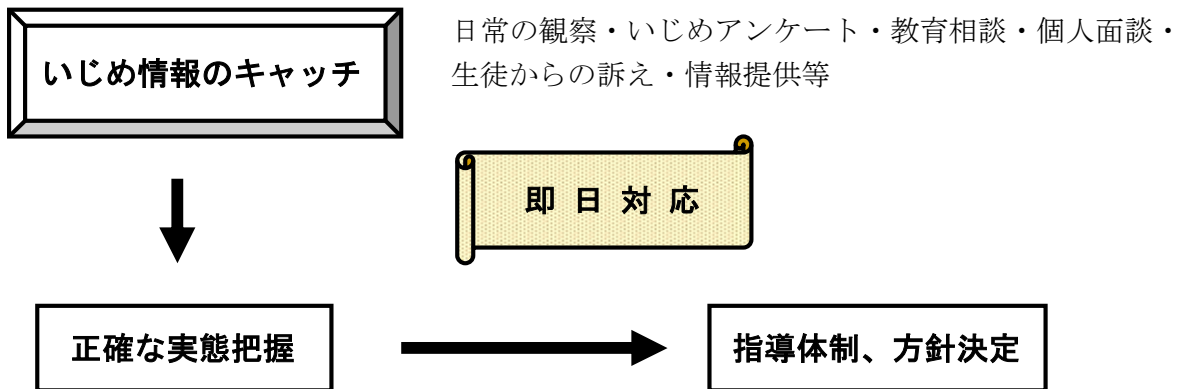
別紙2

- 1 「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 2 「いじめ防止対策委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 保護者や地域との連携を図り、いじめ問題に対応していく。



※相談や情報提供は、上記担当以外の教員など、話しやすい先生でもかまいません。また、学校関係者以外の人や機関に相談する方法もあります。

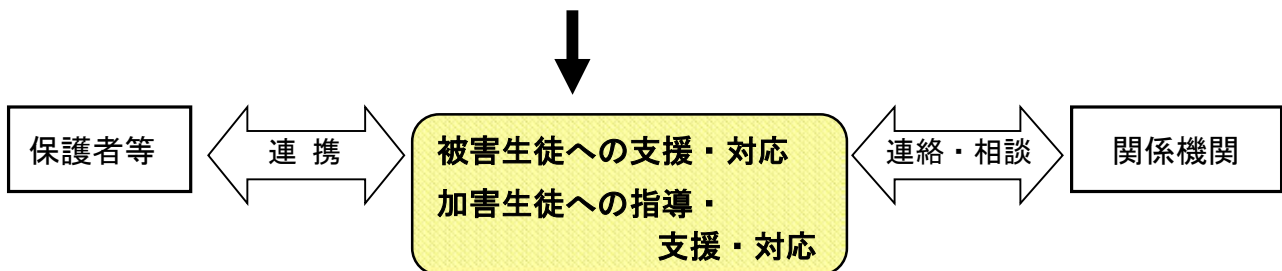
※秘密は厳守しますので、安心して相談してください。



いじめ防止対策委員会の招集・指揮（校長）

＜いじめ防止対策委員会で緊急対策会議の開催＞

- ① 情報の共有
- ② 調査方針及び分担の決定
- ③ 事情調査メンバーの決定
- ④ 調査メンバーによる事実関係の把握及び委員会への報告
- ⑤ 報告を受けた後、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成
- ⑥ 職員会議で報告、教職員全体で共通理解



- ① いじめ解消に向けた指導を行う。
 - (ア) いじめられた生徒を守り抜く
 - (イ) いじめた生徒に「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる
- ② 暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。



- ① いじめ事案が解消しても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ② スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアを行う。
- ③ 再発防止・未然防止活動は継続していく。

年間指導計画

	入学年次	中間年次（予定）	卒年次（予定）	教職員
4月	相談窓口の周知 新入生オリエンテーションや面談による生徒状況の把握	相談窓口の周知 面談による生徒状況の把握	相談窓口の周知 面談による生徒状況の把握	第1回いじめ防止対策委員会 （年間計画の確認等） 「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 裁量枠Ⅱの生徒について情報共有 PTA総会 （HR懇談において、心の教育推進事業、学校や家庭での様子の把握） 学校評議員会① 校内研修（生徒情報の共有）
5月	遠足（友達づくり） LHR・総探（SST（ソーシャル・スキル・トレーニング〔以下、同じ〕等）における人間関係づくりの実施	遠足（友達づくり）	遠足（友達づくり）	
6月	LHR・総探（SST等における自己理解）			
7月	三者面談（家庭での様子の把握） 生徒アンケート実施	三者面談（家庭での様子の把握） 生徒アンケート実施	三者面談（家庭での様子の把握） 生徒アンケート実施	「いじめ」アンケートの実施 夏季休業中の生活（生徒課） 第2回いじめ防止対策委員会（アンケート分析）
8月				
9月	クラス活動（文化祭準備（クラスの絆・団結））	クラス活動（文化祭準備（クラスの絆・団結））	クラス活動（文化祭準備（クラスの絆・団結））	
10月	総合的な探究の時間（地域連携）における自己有用感の醸成			学校評議員会② 職員研修
11月	文化祭・体育祭	文化祭・体育祭 2分間カウンセリング	文化祭・体育祭 2分間カウンセリング	学校保健委員会
12月	2分間カウンセリング			
1月	LHR（SSTにおける自己・他者理解） 生徒アンケート実施	生徒アンケート実施	生徒アンケート実施	「いじめ」アンケートの実施 学校評議員会③
2月	LHR（SST等における自己肯定感の確認）			保護者アンケート実施 保護者アンケート、生徒アンケート実施及び結果分析
3月				教職員アンケート実施及び結果分析 第3回いじめ防止対策委員会 （今年度の反省と次年度への課題）

- ・保健だより・学校便り・Cラーニングなども活用して、効果的に情報の収集や発信に努める。
- ・LHR、総合的な探究の時間及び教科指導を通じた指導・支援及び道徳教育を実施する。
- ・校内コンプライアンス委員会における定期的な情報共有を行う。

い じ め 指 導 記 録 カ ー ド

被害生徒	HR NO	氏名	
			(男・女)
関係する生徒氏名 (HRNO)	(加害者等、関係すると思われる生徒氏名)		
担 任 及び 支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害者の状況、保護者等の状況等)		
報告の状況	(第一報を、いつ、だれが、だれに、どのような内容の報告を行ったか。)		

対 応 状 況		
月日	被害者への対応内容	加害者への対応状況
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	(被害者の状況、対応内容、保護者等への対応、今後の方針等を記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)